

川崎市公告第856号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年5月2日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
太田ビル
川崎市多摩区生田二丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
有限会社太田ホーム
代表取締役 太田 恵子
川崎市多摩区生田1丁目10番6号
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) (仮称) 新太田ビル新築工事
川崎市多摩区生田二丁目1番1 外
(変更後) 太田ビル
川崎市多摩区生田二丁目1番1号
- 4 変更の年月日
令和7年4月9日
- 5 変更する理由
店舗名称及び住居表示が確定したため
- 6 届出の年月日
令和7年4月28日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当（本庁舎9階）
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
令和7年5月2日から令和7年9月2日の午前8時30分から午後5時まで。
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

令和7年9月2日

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当